

1. グローバルガバナンスについて

- ここ数年、邦銀の多くが海外ビジネスの拡大を進めてきた中で、海外を含めた全社的組織変更やグループ内子会社の業態を超えた連携の強化など、邦銀大手行の海外ビジネスを取り巻く事業環境やオペレーションも大きく変化してきている。また、邦銀拠点の活動地域の拡大に伴い、相手となる海外当局も増えている。
- こうした中、当庁としても、海外当局とのコミュニケーションや連携をより強化すべく取り組んでいる。近時、邦銀の海外拠点を監督する複数の海外当局との対話を行ったが、以前と比較して、邦銀の現地オペレーションの適切性や管理態勢に対する関心が高まっている傾向にあるとの印象を受けている。
- 拠点展開する各地において、それぞれ現地の規制や当局要請に対して確りと対応するべく、取り組んでいるものと思うが、当局目線の変化を含めて、環境変化を本邦及び現地拠点が確りと捉えられているのか、対応できているのか、改めて確認する必要があるのではないか。
- 具体的には、①現地拠点と現地当局とのコミュニケーションが十分取れているか、またそれを本社が確認しているか、②現地当局とのコミュニケーションを現地拠点任せにせず、本社も直接現地当局とコミュニケーションをとっているか。特に、本社幹部（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、チーフ・フィナンシャル・オフィサー（CFO）、チーフ・オペレーティング・オフィサー（COO）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）等）、本社取締役、特に監査委員長・委員が現地当局と直接対話することは重要と考えている。
- 当庁としては、現地当局と様々なレベルで直接コミュニケーションをとっており、現地拠点・本社と現地当局の間のコミュニケーションに懸念を持つ場合には、個別銀行ごとに問題提起している。

- また、今月末に想定されている英国の欧州連合（EU）離脱をどのように迎えるか状況が不確かな状況にある。主要行等においては、新拠点の設置や市場・流動性リスクへの備え等について対処してきたと理解しているが、急激な市場変動に対する備えを確認していただきたい。
- 不透明感がある中であっても、顧客保護の観点からも、継続的に金融仲介機能が発揮されるよう態勢整備を行うことを期待している。

2. 内部監査に関する実態把握について

- 当庁のモニタリングの方針として、ガバナンスの重要な機能の一つである内部監査を重点的に検証することとしている。
- 内部監査に係るモニタリングの観点として、①内部監査の評価、②内部監査の活用がある。このうち、
 - ① 内部監査の評価については、各金融機関の内部監査部門が、各行のビジネスモデル、経営戦略及び組織体制に基づくリスクプロファイルに対応した監査を実施しているかといった観点等から検証している。特に、従来のような既定ルールへの準拠性中心の表面的な事後チェックを行う事務不備監査から、リスクに対応した根本原因まで掘り下げた未然予防の経営監査となっているかが重要。
 - ② 内部監査の活用については、内部監査のリスクアセスメントや監査計画に、当局モニタリングの問題意識を反映していただきたい。併せて、内部監査、監査委員会（監査役会）及び外部監査の間（三様監査）においても、同様の問題意識を共有していただきたい（当局モニタリングを加えた「四様監査」の連携）。
- メガバンクにおいては、これまでも四半期毎に内部監査部門との間で、内部監査結果、監査計画及び人員態勢を含めた内部監査の高度化（特に監査態勢、グローバル・グループ監査、経営監査、data analytics の活用等）について対話を実施しており、併せて、内部監査計画に当局モニタリングの問題意識を反映していただくよう議論している。さらに、年に1回、内部監査に加え、監査委員や外部監査人

とも対話を実施し、当庁の問題意識を伝えている（前出「四様監査」）。

- その他の大手行におかれては、本事務年度よりモニタリング対象となったことから、まずは内部監査の監査態勢、リスクアセスメント及び監査計画の十分性・適切性について検証を行なってきた。

今後、各行の内部監査態勢で認識された課題やビジネスモデル等に基づく課題について内部監査部門と対話を実施し、監査態勢のより深い把握と改善に向けた提案を行う予定である。また、今後、内部監査、監査委員会（監査役会）、外部監査との対話を通じて、当局モニタリングの問題意識を共有することも計画している。

- 当庁としては、内部監査をさらに重視する方針であり、各行におかれては、以上の点も踏まえ、今後も引き続き内部監査の高度化について取り組んでいただきたい。

3. サード・パーティ・リスク管理について

- デジタライゼーションの進展に伴い、GAFA や Fintech 企業等新たな事業者と連携した外部委託の形態が増しつつある中、特定のベンダーに委託が集中することや、外部委託先の優先的地位によって、金融機関の要望を満たさない契約を受け入れざるを得ないといったリスクも考えられる。

- こうした新たな（特に海外における）Third-Party risk を踏まえた外部委託に関するリスク認識・評価・対策を行うことが求められており、経営陣も含めた、第2線防御・第3線防御による牽制の重要性が高まっている。

- こうした点を含め、当庁として、現在、3メガバンクを中心に対話を行っているところであるが、経営陣の皆さまにおかれては、改めて重要性を認識いただき、自行での取組み状況をご確認頂きたい。

4. グループガバナンスについて

- 近時、銀行の大口与信先の IPO に際し、同一グループ内の証券子会社が引受・販売を行う事例がある。
- 当庁としては、グループガバナンスの観点から、こうした事例において、持株会社としてどのようなリスク認識を持ち、どのように管理しているか、銀行子会社、証券子会社に対してどのように経営指導を行っているのか等について関心を有しており、今後対話を行っていきたいと考えているので、よろしく願いしたい。

5. 平成 31 年度税制改正について

- 現在、31 年度税制改正に関する法案が国会で審議されている。重要な点として、
 - ・ NISA 口座保有者が一時的に出国する場合でも、引き続き NISA 口座を利用できるようにすること、
 - ・ 過大支払い利子税制について、対象となる支払利子の範囲から、利子の受領者において我が国の課税対象所得に含まれる支払利子を除外し、50%超の資本関係のある内国法人グループ全体で調整所得金額を計算すること、
 - ・ 海外ファンドが国内金融機関と行う日本国債レポ取引について、受け取る利子等を非課税とする措置を延長の上、適用対象を外国債券へ拡充すること、
 - ・ マイナンバーについて、2016 年 1 月 1 日より前に証券口座を開設した顧客の告知期限を延長すること、などが盛り込まれている。
- 税制改正法案が無事、成立した後は、業界として円滑な施行に向け、それぞれ準備をお願いしたい。
- また、マイナンバーについて、預貯金口座への付番が始まってから 2 年目となるが、付番は進んでいない状況。各行におかれては、新規口座の開設時において顧客からマイナンバーの提出を確実に呼びかけるなど、積極的な取組みをお願いしたい。

(以上)